

令和2年 第4回 筑紫野市議会定例会（9月）

提出議案について

令和2年第4回筑紫野市議会定例会（会期：9月3日～9月29日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

<p>諮問第3号 諮問第4号</p>	<p>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</p>
<p>人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することになっています。</p> <p>この度、西川 和義（にしかわ かずよし）氏及び 鬼木 寛治（おにき ひろはる）氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、同条第3項の規定により、両氏の再任について議会の意見を求めるものです。</p>	
<p>同意第6号</p>	<p>筑紫野市教育委員会委員の任命について</p>
<p>本件は、現教育委員である 近本 明 氏が、本年10月3日をもって任期満了となるため、後任として、久原 寛（くはら ひろし）氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。</p>	
<p>認定第1号</p>	<p>令和元年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について</p>
<p>本決算（認定第1～10号）は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付しています。</p> <p>歳入決算額は331億1,930万9,621円、これに対する歳出決算額は322億4,518万5,510円です。これを差し引きした形式収支は8億7,412万4,111円の黒字となっています。</p>	
<p>認定第2号</p>	<p>令和元年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p>
<p>歳入決算額は95億6,386万8,725円、これに対する歳出決算額は95億4,766万3,263円です。これを差し引きした形式収支は1,620万5,462円の黒字となっています。</p>	

認定第3号	令和元年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は1,842万6,196円、これに対する歳出決算額は265万917円です。これを差し引きした形式収支は1,577万5,279円の黒字となっています。</p>	
認定第4号	令和元年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入、歳出決算額ともに657万9,488円となっています。</p>	
認定第5号	令和元年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は65億7,565万6,199円、これに対する歳出決算額は66億566万3,734円です。これを差し引きすると3,000万7,535円の不足となりますが、地方自治法施行令の規定に基づき、繰上充用を行っています。</p>	
認定第6号	令和元年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は24億5,808万7,469円、これに対する歳出決算額は24億1,142万9,225円です。これを差し引きした形式収支は4,665万8,244円の黒字となっています。</p>	
認定第7号	令和元年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入、歳出決算額ともに2億2,730万6,932円となっています。</p>	
認定第8号	令和元年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は352万391円、これに対する歳出決算額は312万7,296円です。これを差し引きした形式収支は39万3,095円の黒字となっています。</p> <p>なお、この財産区の決算認定については、8月19日に管理会が開催され、同意を得ています。</p>	

認定第 9 号	令和元年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は 2,428 万 5,728 円、これに対する歳出決算額は 1,640 万 8,545 円です。これを差し引きした形式収支は 787 万 7,183 円の黒字となっています。</p> <p>なお、この財産区の決算認定については、8 月 25 日に管理会が開催され、同意を得ています。</p>	
認定第 10 号	令和元年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入、歳出決算額ともに 2,574 万 7,781 円となっています。</p> <p>なお、この財産区の決算認定については、8 月 24 日に管理会が開催され、同意を得ています。</p>	
認定第 11 号	令和元年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>認定 11 号及び 12 号は、令和元年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、各会計の剰余金をそれぞれ剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、各会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。</p> <p>収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 6,660 万 5,767 円、支出総額 19 億 1,913 万 3,135 円で、損益計算書において 2 億 1,918 万 8,879 円の純利益が生じています。</p> <p>なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 5,343 万 3,000 円、建設改良積立金へ 6,575 万 7,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 4 億 756 万 5,855 円を組み入れるものです。</p> <p>また、資本的収支は、収入総額 2 億 1,866 万 9,318 円、支出総額 7 億 4,055 万 3,738 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。</p>	
認定第 12 号	令和元年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 9,671 万 6,281 円、支出総額 20 億 7,234 万 2,114 円で、損益計算書において 3 億 2,118 万 4,878 円の純利益が生じています。</p> <p>なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 3 億 2,118 万 6,000 円積み立て、資本金へ 2 億 7,416 万 5,607 円を組み入れるものです。</p> <p>また、資本的収支は、収入総額 5 億 7,039 万 8,946 円、支出総額 10 億 7,254 万 3,466 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。</p>	

報告第 13 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。</p> <p>健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、「数値なし」という意味である、ハイフンで記載しています。</p> <p>実質公債費比率については、令和元年度の比率は 4.6%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。</p> <p>将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、数値なしとなっています。</p> <p>資金不足比率については、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はないので、数値なしとなっています。</p>	
報告第 14 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
<p>総括について、一般庶務事項としては、理事会を 2 回開催し、4 件の議案について審議がなされ、全て原案のとおり可決されました。</p> <p>役員の異動については、5 月に副理事長及び理事 2 名の交代があり、3 月 31 日付で理事長が辞任されています。職員についても、4 月 1 日付で事務局長が派遣されています。</p> <p>事業計画の執行状況については、台帳番号 49 番「筑紫駅西口土地区画整理事業」の 1,029 m²を売却額 6,743 万 9,523 円で処分しています。</p> <p>財務の状況については、令和元年度は「筑紫駅西口土地区画整理事業」の一部を処分しましたが、348 万 4,610 円の当期純損失となり、準備金合計は 3 億 3,601 万 3,288 円となっています。</p> <p>借入金の期末残高については、短期借入金 4 億 2,566 万 423 円、前年度比で 6,283 万 9,577 円の減となっています。</p> <p>土地の保有については、公有地の期首残高合計で、面積 1 万 2,083 m²、金額 8 億 1,974 万 524 円でしたが、当期増加高 84 万 1,392 円、当期減少高 6,504 万 9,238 円となったことから、令和元年度の期末残高は、面積 1 万 1,054 m²、金額 7 億 5,553 万 2,678 円となっています。</p> <p>また、本年 5 月 19 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。</p>	

報告第 15 号

公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について

筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市から指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。

令和元年度の合計入場者数は 10 万 3,662 人、使用料は 2,718 万 4,510 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1,973 万 2,210 円となっているので、実質の納入額は 745 万 2,300 円です。

公演事業については、開館 35 周年となる令和元年度のテーマを『“輪×和”（わ かける わ）』～アートする心が動きだす～』とし、その具体化のため「第 15 回ちくしの寄席 立川生志“ふるさと応援”落語会」など 17 事業を実施しました。

公演事業の令和元年度の入場者率は、座席数に対し 93.3%の入場者率となっています。

決算の状況として、公益財団法人の会計は公益法人会計基準に基づき、公演事業と文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」の 3 つの会計で構成しています。

金額については消費税を抜いた経理数字であり、経常収益合計は、8,416 万 9,475 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益 7,752 万 1 円です。

経常費用の合計は、8,422 万 8,868 円です。その主なものは、公益目的事業会計の事業費 5,586 万 1,333 円で、内容は公演事業及び清掃等に関する委託費、人件費、施設の光熱水費等です。

収入から支出を差し引いた当期経常増減額はマイナス 5 万 9,393 円となり、これが当年度の収支となります。

一般正味財産期末残高 2,553 万 6,453 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると 4,053 万 6,453 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。

報告第 16 号

専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。

内容は、平成 28 年 1 月 26 日午後 3 時 30 分頃、筑紫野市大字筑紫 576 番 1 に隣接する里道に生えていた杉の木の倒木により相手方敷地内のプレハブ及び梅の木を損傷させ、この事故に伴う損害賠償額について 53 万 1,400 円で示談協議が整ったので、本年 7 月 2 日付で専決処分を行ったものです。

報告第 17 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 31 年 2 月 4 日午前 9 時 30 分頃、太宰府市梅ヶ丘二丁目 12 番 1 号横の道路において公用車である御笠自治会バスを運行中、急ブレーキにより乗客を負傷させ、この事故に伴う損害賠償額について 318 万 1,480 円で示談協議が整ったので、本年 7 月 16 日付で専決処分を行ったものです。</p>	
報告第 18 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、本年 6 月 6 日午後 0 時 30 分頃、筑紫野市塔原南一丁目 57 番 5 付近の市道においてグレーチングの跳ね上げにより相手方所有の車について車体右側面の破損をさせ、この事故に伴う損害賠償額について 18 万 9,890 円で示談協議が整ったので、本年 8 月 3 日付で専決処分を行ったものです。</p>	
議案第 48 号	筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、令和 3 年 4 月に、福岡県子ども医療支給制度が改正されることに伴い、本市における子ども医療費支給制度を見直し、助成内容の拡充を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 49 号	筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、令和 3 年 4 月に、福岡県重度障害者医療費支給制度が改正されることに伴い、本市における重度障害者医療費支給制度を見直し、助成内容の拡充等を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 50 号	筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、本条例に引用する要綱の名称変更のため、一部を改正するものです。</p>	

議案第 51 号	財産（物品）の取得について
<p>本件は、市内小中学校の児童生徒が利用する教育用タブレット端末を購入するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>取得方法は指名競争入札、取得金額は 4 億 640 万 6 千円、契約の相手方は、福岡市博多区諸岡 5 丁目 2 番 1 号、株式会社ウチダシステムズ九州支社です。</p>	
議案第 52 号	市道路線の認定について
<p>本件は、大字筑紫の宅地開発により整備された道路を、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線の認定をするため、同条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 53 号	市道路線の廃止について
<p>本件は筑紫駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更により、路線番号 9131 号筑紫駅西口自歩道 9 号線を、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道路線の廃止をするため、同条第 3 項の規定により準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 54 号	筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するものです。</p>	
議案第 55 号	令和 2 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 4 号）について
<p>歳出予算の主な内容は、財政調整基金への積立として 4 億 1,812 万 1 千円、コンビニ交付システム導入事業として 1 千 580 万 7 千円、生活困窮者自立支援事業として 493 万 2 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 8,412 万 7 千円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 8,626 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 450 億 1,302 万 6 千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為については 5 件で 9,934 万 4 千円、一部事務組合分として 2 件の 3,827 万 9 千円を計上しています。地方債の補正については、変更の場合として 2 件について、限度額を 1 億 4,331 万 9 千円増額し、計上しています。</p>	

議案第 56 号	令和 2 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
<p>主な内容は、歳出予算として、県支出金返還金として 1,540 万 6 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 1,620 万 4 千円の増額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,620 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 8,007 万 9 千円とするものです。</p>	
議案第 57 号	令和 2 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
<p>主な内容は、歳出予算として、地域密着型介護サービス給付費として 6,790 万 3 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、介護給付費交付金 2,872 万円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,147 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 67 億 1,105 万 6 千円とするものです。</p>	
議案第 58 号	令和 2 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
<p>主な内容は、歳出予算として、広域連合納付金 4,523 万 7 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 4,665 万 7 千円の増額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,665 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 8,404 万 8 千円とするものです。</p>	
議案第 59 号	令和 2 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
<p>主な内容は、コンビニ・スマートフォン決済に係る債務負担行為として、1 件の 5 万 9 千円を計上するものです。</p>	
議案第 60 号	令和 2 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
<p>主な内容は、コンビニ・スマートフォン決済に係る債務負担行為として、1 件の 452 万 6 千円を計上するものです。</p>	
議案第 61 号	令和 2 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
<p>主な内容は、コンビニ・スマートフォン決済に係る債務負担行為として、1 件の 2 万円を計上するものです。</p>	